

褒賞規程

附 則

目 的

第1条 本規程は、社団法人碧南青年会議所（以下「本会議所」という）運動に貢献した会員の名誉をたたえるとともに、本会議所運動の発展に資することを目的とする。

推 薦

第2条 褒賞の推薦母体は、正副理事長及び直前理事長とする。

資 格

第3条 褒賞される会員の資格は、次の通りとする。

- (1) 正会員歴2年以上（当該年度も含む）の会員であること。
- (2) 総会、例会、委員会及びその他義務づけられた全行事の出席率が100パーセントであること。
ただし、本会議所を代表して対外行事に出席のため本文行事に出席できないと認められた場合は、それを出席とみなす。
- (3) 前(1)、(2)号に該当しなくても特に優れた会員は、その資格を得ることができる。

審査及び決定

第4条 褒賞の審査及び決定は、理事会において行う。

- 2 褒賞は、毎事業年度における功績に対して行う。ただし必要に応じてそれ以前の活動も考慮されることがある。

褒 賞

第5条 褒賞は、総会において行うことを原則とする。

- 2 理事長は、理事会の決定にしたがい具体的に褒賞理由を説明して褒賞を行う。

褒賞の分類

第6条 褒賞の分類は、次の通りとする。

- (1) 褒賞の分類は、最優秀賞及び優秀賞とする。
- (2) 最優秀賞受賞者には賞状、楯及び副賞を贈る。
- (3) 優秀賞受賞者には賞状及び副賞を贈る。

細 則

第7条 本規程に定めるもののほか、本会議所の褒賞に関する必要な事項は、理事会においてこれを定める。

- 1 本規程は昭和42年1月1日より実施する。
- 2 本規程は昭和61年1月1日より実施する。